

各委員からの事項及び取組状況について

1 保育所・認定こども園 入所園のタイムスケジュールについて

《意見・質問》

- ・保育士の確保が難しい中、入園児数の決定が1月以降になることにより、それ以降に保育者等を確保しなければならないことが発生している。もっと早く入園児数の確定ができるように。
- ・また保護者にとっても、年内に決定が出るように配慮してあげてほしい。

《見解》

- ・御指摘のとおり、保育施設の利用が決まる時期が早くなれば、施設が保育士の確保をしやすくなるとともに、保護者にとってもその後の就労等がよりスムーズに行えるものと考えます。
- ・この課題につきましては、平成26年度にワーキングを立ち上げ、区の担当者の意見も踏まえ検討を行いました。
- ・その際に出された意見としては、利用施設の決定を早めることは、事務スケジュールの観点から、就労証明等の必要書類の提出時期につきましても、これまで以上に早めざるを得ず、結果として、例えば次年度の就労の内定が決まっていないなど、必要書類をそろえることが困難な方が増えることが想定されることや、利用施設の決定後に家庭の事情等さまざまな理由により就労をとりやめたり、就労時間を変更したりする方も生じることが予想され、実際の児童の保育を受ける必要性の高さと利用調整結果に乖離が生じ、公平性に問題が生じるとの問題点も上げられました。
- ・利用決定時期については、このような課題整理や事務の効率化も含めて検討する必要がある、まずは区役所での受付期間の短縮の手法について、現在、区長会議こども・教育部会で議論を行っており、受付と面接同時実施5区の状況に加え、今年度から新たに実施した2区の検証も行いながら、実務を行う区役所の意見も踏まえ、今後も引き続き検討してまいります。

2 認定こども園において、兄弟姉妹優先ポイントの再考と、就労しなくなった家庭の0・1・2歳児についての取り扱い

《意見・質問》

- ・国の基本の考え方であったはずの、兄弟姉妹の問題や、就労に関係なく就園できるという考え方に基づいて、認定こども園の受け入れは柔軟に対応して頂きたい。

《見解》

- ・兄弟姉妹の取り扱いにつきましては、同じ見解の繰り返しとなりますが、保護者の通園に係る負担軽減の趣旨から、なるべく兄弟姉妹が同じ園になるように配慮し、ポイント制における調整指数として7点を加点することとしております。この取り扱いについては、市会での議論も踏まえ、現在の取り扱いとなっております。
- ・待機児童が発生していない状況でありましたら、無条件で兄弟姉妹を同じ園に入所させるという考えもごございますが、現在はそのような状況でないことから、ポイント制により他の要素も考慮して、保育の必要性の高い方から入所決定をすることが、公平性に資するとの考えでありますので、ご理解いただきたいと存じます。
- ・また、就労しなくなった家庭の0・1・2歳児の取り扱いについてですが、保護者が就労しなくなったことにより保育の必要性がなくなるため支給認定をすることができず、施設に通園することができなくなります。この扱いは、国のルール（子ども・子育て支援法）に基づくものなので、ご理解いただきたいと存じます。